

令和6年度

空家等の解体工事費に使える補助金 あります！

～東近江市空家等解体費補助金のご案内～

この度、本市では「空家等の解体工事費に係る補助金」制度を創設しました。使用されていない建物を解体される場合は、本制度の活用を御検討ください。

補 助 条 件

対象となる建物

- ・ 市内に存在し、おおむね1年住居、倉庫等に使用していない建物
かつ
- ・ 築40年超であることが確認できる建物

対象となる工事

- ・ 市内の解体事業者が施工する解体工事
かつ
- ・ 建物、動産等を全て解体・除却し、原則敷地内を全て更地にする工事

補助対象者

- ・ 建物の所有者（共有者、共同相続人、抵当権者等がある場合は、その全員の同意が必要です。）
- ・ 交付申請時において、市税を滞納していないこと

補助金額

- ・ 更地にする工事に要する額の1／5、最大50万円（1,000円未満切捨て）
- ・ 予算（300万円）を超過する申請があった場合は、公開抽選とします。

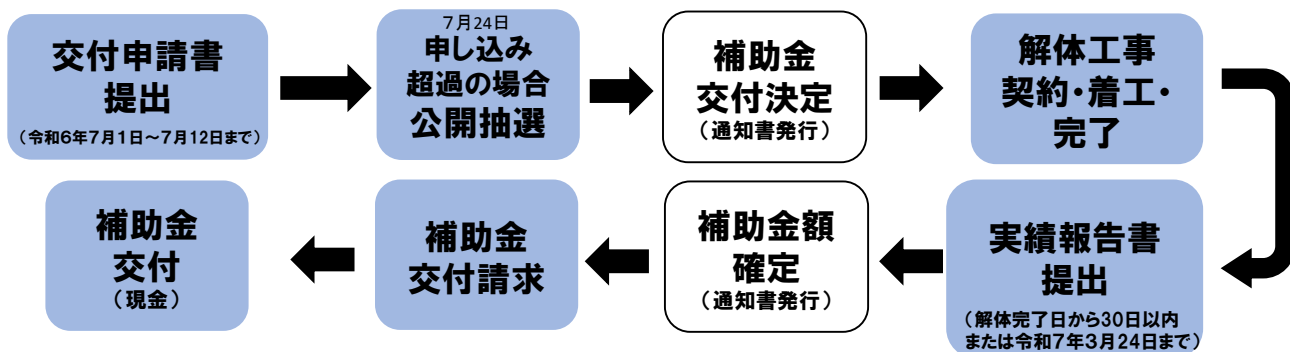
申請期間

- ・ 令和6年7月1日（月）から7月12日（金）まで（土日を除く）
午前8時30分から午後5時15分まで
- ・ 抽選日 令和6年7月24日（水）※抽選の場合に限ります。

注意点

- ・ 抽選になる場合があります。
- ・ 「抽選に外れる等により補助金が受けられなくても、申請者が責任を持って空家等を管理する」等の誓約が、申請時に必要です。
- ・ 補助金交付決定日以前に契約した工事は補助の対象外となります。

補助金交付の流れ



【注意事項】

- ①申請額が予算(300万円)を超過する場合、公開で抽選を行います。
- ②交付申請書、実績報告書等に添付する必要書類については、住宅課までお問い合わせください。
- ③実績報告書は、空家等の解体の完了日から30日を経過する日または令和7年3月24日のいずれか早い日までに提出してください。
- ③建物、動産等を全て解体・除却し、敷地全体を更地にする必要があります。
- ④申請時には「抽選に外れる等により補助金が受けられなくても申請者が責任を持って空家等を管理する」等の誓約が必要です。
- ⑥代理人による申請の場合は、所有者と代理人の本人確認、委任状が必要です。
- ⑦築40年を超えていることが確認できる建物に限ります。
- ⑧他に所有者、相続人、抵当権者等がある場合は、その全員から解体に同意してもらう必要があります。
- ⑨解体業者は市内の業者である必要があります。
- ⑩申込期間は、令和6年7月1日(月)から7月12日(金)までです。

東近江市空家等解体費補助金に関する申請書等詳しくは、東近江市ホームページに掲載しています。以下のURLまたは右のQRコードからアクセスしてください。

(<http://www.city.higashiomi.shiga.jp/0000017307.html>)



お申込み・お問合せ

東近江市 都市整備部 住宅課 午前8時30分から午後5時15分まで ※土・日・祝日を除く

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
TEL : 0748-24-5669 (直通) 0748-24-1234 (代表)
IP : 050-5801-5691
FAX : 0748-24-5578
メール : jjutaku@city.higashiomi.lg.jp